

## 情報公開・個人情報保護審議会 報告事項

件名	子ども手当に係る電子申請サービスの登録事項追加について
----	-----------------------------

内容は別紙のとおり

## 条例の根拠

## 【諮問】

第17条第1項第4号（電子計算機の外部結合）

## 【報告】

第14条第1項（個人情報の電子計算機処理の委託）

（担当部課：子ども家庭部 子どもサービス課 子ども医療・手当係）

## 事業の概要

事業名	子ども手当
担当課	子ども家庭部 子どもサービス課 子ども医療・手当係
目的	子ども手当の給付、及びその準備のため
給付対象者	15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童
申請・受給者	<p>子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくする父母。          父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつその生計を維持する者。</p> <p>子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であって、父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持するもの。</p>
総数・総額	<p>給付対象者数 約2万5千人          予算額 約39億円</p>
給付方法	口座振替を原則とする。
事業目的	子どもを養育している者に子ども手当を支給することにより、次代の社会を担う子どもの成長及び発達に資することを目的とする。
事業内容	<p>1：子ども手当は受給しようとするもの（請求者）の請求を必要とする。</p> <p>2：請求を受けた区長は、その受給資格及び支給金額について審査のうえ認定する。</p> <p>3：認定後所定の期日に、請求者指定の金融機関に振り込む。（原則年3回）</p> <p>4：支給金額13,000円（平成23年度以降は26,000円の予定）</p>

(調査票別紙:電子申請関係)

個人情報の電子計算機による処理の委託等(第14条第1項)・・・報告事項  
 コンピュータの外部との結合(第17条第1項第4号関係)・・・諮問事項

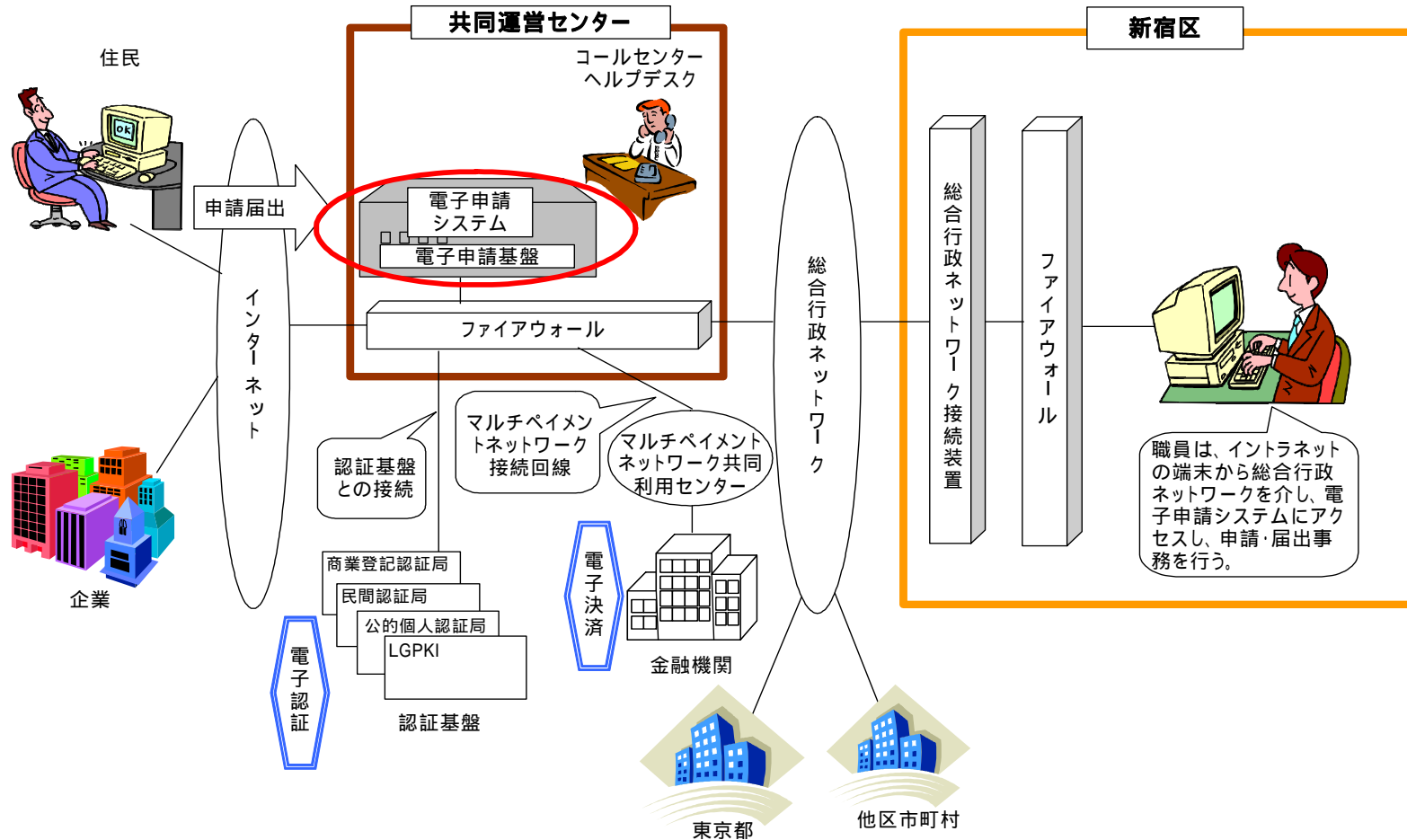
件名 子ども手当に係る電子申請サービスの登録事項追加について

保有課	子どもサービス課	
登録業務の名称	子ども手当	
登録事項追加の理由	子ども手当に係る電子申請サービスの導入については、平成21年度第8回個人情報保護審議会において承認されたが、後日施行された子ども手当法等の規定により、新たに登録事項を追加する必要性が生じたため。	
電子計算機の結合及び処理委託	委託・結合の相手先	結合先は東京電子自治体共同運営センター 委託先 日本電気株式会社 保守、コールセンター、研修については再委託 保守 NECソフト株式会社 コールセンター 株式会社BCC 研修 NECデザイン&プロモーション株式会社
	委託内容	共同運営センターの運用（電子申請サービス提供・データ管理、サーバ機器・ネットワークの運用管理、コールセンターの運用、障害保守対応等）
	結合形態及び処理項目	LGWAN 回線を利用して、共同運営センターのサーバとイントラネット端末を接続し、資料1 申請手続別個人情報項目一覧記載の情報項目の処理を委託し、申請データの受付審査取込処理を行う(資料2)
	委託・結合理由	共同運営センターは、申請届出の受付窓口機能であり、区はLGWAN 回線を利用して申請データを共同運営センターから取得し審査処理を行うものである。このことから、東京電子自治体共同運営センターと結合し処理するものである。
	委託・結合の開始時期・期限	平成22年6月1日(以降継続)
	結合における情報保護対策	資料3 システム安全対策の概要のとおり
委託にあたり区が行う情報保護対策	契約にあたり東京電子自治体共同運営協議会策定の情報セキュリティポリシーの遵守、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務を付す。また、別紙「特記事項」を付す。	
受託事業者としての情報保護対策	プライバシーマークの基準による	

付属資料1:申請手続別個人情報項目一覧 ( =入力必須項目、 =入力任意項目)

	担当課/ 業務名	申請手続名	電子申請に係る項目			現行(紙による申請)と同じ申請項目					備考	
			個人情報			個人情報						
			ID	パスワード	電子メールアドレス	住所	氏名	電話番号	生年月日	性別		その他個人に関する情報項目
1	子どもサービス課/子ども手当	子ども手当認定請求書及び額改定申請									配偶者の有無 / 請求者が加入している年金の種類 / 振込先 / 昨年1月1日の住所 / 本年1月1日の住所 / 児童、配偶者氏名 / 児童、配偶者生年月日 / 児童性別 / 同居・別居の区分 / 生計関係 / 監護の有無 / 児童との続柄、関係 / 申請者の職業及びその連絡先 / 配偶者の職業 / 配偶者の住所	<p>網掛け部分が追加事項。 網掛け部分以外については、平成22年2月2日の平成21年度第8回審議会により承認済みです。</p>
2	子どもサービス課/子ども手当	子ども手当申請内容変更届								加入保険 / 資格取得日 / 新氏名 / 旧氏名 / 新住所 / 旧住所 / 同居・別居の区分 / 変更年月日 / 振込先		
3	子どもサービス課/子ども手当	子ども手当現況届								配偶者の有無 / 請求者が加入している年金の種類 / 児童氏名 / 児童生年月日 / 児童性別 / 児童住所 / 同居・別居の区分 / 生計関係 / 監護の有無 / 扶養親族数 / 所得の状況 / 被用者の別 / 児童との続柄 / 申請者の職業及びその連絡先 / 配偶者の職業 / 配偶者氏名		
4												
5												

## 資料2 : 電子申請ネットワーク関連図



総合行政ネットワーク(LGWAN)・・・国と都道府県、市区町村を結ぶ専用線によるネットワーク

ファイアウォール(侵入防御装置)・・・外部のネットワークから内部のシステムに不正侵入が行われないように設置される防御装置

マルチペイメントネットワーク(MPN)・・・金融機関と収納機関(料金を受け取る側の団体)をネットワークで結ぶことによって、利用者がパソコン・携帯電話・ATMなどの様々な手法を利用して、公共料金や税金の支払いを24時間いつでも、どこからでも行うことを可能にする電子決済の仕組み。

認証基盤・・・申請者等が発信した電子文書等が真に当該申請者によってなされたものかどうか、また送信途上で文書が改ざんされていないかどうかを確認するための基盤。

区が文書等を発信する場合はLGPKI、個人の場合は公的個人認証、法人の場合は商業登記に基づく電子認証又は民間認証局の電子認証のサービスを利用する。

### 付属資料3：システム安全対策の概要

電子申請サービスは、通信回線を通じてシステムを結合する（住民等 共同運営センターの間はインターネット、共同運営センター 区の間は LGWAN 回線）ため、次の安全対策を講じる。

1. 東京電子自治体共同運営協議会策定の情報セキュリティポリシー、新宿区個人情報保護条例及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守して、システム開発、運用を行う。
2. 通信内容は暗号化し、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
3. インターネット側と共同運営センター内ネットワークとは分離すること。ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、ウィルス対策を講じ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御する。
4. 共同運営センター内の機器等は冗長構成（信頼性向上のため予備機を設置）とする。また、入退室管理・データへのアクセス制限等により、共同運営センター内部からの情報資産の危殆化を防止する。
5. 共同運営システムにおけるシステム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等について、監視・アクセス等のログを取得する。取得したログは、定期的に分析を行う。
6. 業務担当職員ごとに交付される ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者（他の自治体・他の業務担当者等）による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。

利用者に交付される ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。

# 特記事項

## (基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

## (秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

## (目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

## (適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

## (複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

## (再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

## (資料等の返還等)

- 7 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡すものとし、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

## (業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

## (監査)

- 9 乙は、業務に関し、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

## (従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

## (事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

## (公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

## (損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。